



栃木県公報

令和6(2024)年
3月29日(金)
号外
第32号

目次

規 則

○栃木県林業大学校規則の制定	1
○栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正	3
○栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	4
○栃木県奥日光地区駐車場管理規則の一部改正	5
○栃木県建設工事等執行規則の一部改正	5
○建築士法施行細則の一部改正	6
○建築基準法施行細則等の一部改正	10

公安委員会

○栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正	15
○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正	15
○栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正	16
○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正	17
○栃木県公安委員会公印規程の一部改正	19

警察本部

○栃木県警察事務決裁規程の一部改正	21
○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正	22
○保護取扱規程の一部改正	23

規 則

栃木県規則第25号

栃木県林業大学校規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県林業大学校規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県林業大学校条例（令和5年栃木県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課程の定員)

第2条 栃木県林業大学校（以下「大学校」という。）の就業前長期課程（以下「就業前長期課程」という。）の定員及び大学校の研修課程（以下「研修課程」という。）における研修の定員は、大学校の長（以下「校長」という。）が別に定める。

(学年及び学期)

第3条 就業前長期課程の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項に定める学年を前期及び後期の2学期に区分し、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(就業前長期課程の休業日)

第4条 就業前長期課程の休業日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 季節休業日として校長が定める日

(4) 前3号に規定する日のほか、校長が特に必要があると認める日

2 校長は、教育上特に必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに規定する休業日においても授業を行うことができる。

(入学志願及び研修受講の手続)

第5条 就業前長期課程に入学しようとする者は、就業前長期課程における教育の目的に従って校長が別に定める書類を提出しなければならない。

2 研修課程で研修を受講しようとする者は、研修課程における研修の目的に従って校長が別に定める書類を提出しなければならない。

3 就業前長期課程に入学しようとする者及び研修課程で研修を受講しようとする者の募集に関し必要な事項は、あらかじめ校長が定める。

(入学試験)

第6条 校長は、就業前長期課程の入学志願者に対し、一般入学試験又は推薦入学試験を行う。

2 一般入学試験及び推薦入学試験は、小論文及び面接試験により行う。

3 一般入学試験及び推薦入学試験の実施期日、場所、試験科目、試験方法その他試験に関し必要な事項は、あらかじめ校長が公表する。

(入学手続)

第7条 前条第1項に規定する一般入学試験又は推薦入学試験に合格した者は、校長が指定する期日までに、保証人と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

2 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責任を果たすことができる者でなければならない。

3 前2項の規定は、保証人の死亡その他の事由により、保証人を変更すべき場合について準用する。

4 第1項の規定による誓約書を提出した者は、保証人の住所又は氏名に変更があった場合には、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

(入学及び研修受講の許可)

第8条 校長は、前条第1項の規定による誓約書の提出その他入学手続を完了した者に対して、就業前長期課程の入学を許可する。

2 校長は、第5条第2項の規定により提出される書類の内容を総合的に勘案し、研修課程の研修受講を許可する。

(入学及び研修受講の許可の取消し)

第9条 校長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「学生」という。）又は同条第2項の許可を受けた者（以下「研修生」という。）が不正な手段により許可を受けたと認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

(休学、退学及び研修受講の中止)

第10条 学生は、病気その他の事由により、引き続き1箇月を超えて修学することができないときは、校長が別に定める書類を校長に提出し、休学の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は、通算して1年を超えることはできない。

3 学生は、休学の理由が消滅したときは、校長が別に定める書類を校長に提出し、復学の承認を受けなければならない。

4 学生は、就業前長期課程を退学しようとするときは、校長が別に定める書類を校長に提出し、退学の許可を受けなければならない。

5 研修生は、研修課程の研修受講を中止しようとするときは、その旨を校長に届け出なければならない。

(学生の評価の実施)

第11条 校長は、学生について、原則として科目ごとに評価を行うものとする。

2 前項の評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(卒業及び修了の認定)

第12条 校長は、学生について、主として前条第1項の評価の結果に基づき、卒業の認定を行うものとする。

2 校長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与するものとする。

3 校長は、必要と認めるときは、研修課程の研修受講を修了した者に対し、修了の認定を行うものとする。

4 校長は、前項の規定により修了の認定をした者に対し、修了証書を授与するものとする。

(授業料の納付)

第13条 学生は、授業料の年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月中に、後期にあつては10月中に納付するものとする。

(中途退学者の授業料の年額)

第14条 条例第5条第1項ただし書の別に規則で定める就業前長期課程の途中で退学した者に係る授業料の年額は、当該課程において在学した月数に、同項本文に定める授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額とする。

(休学者の授業料の免除)

第15条 学生が休学する場合においては、その休学期間の月数に授業料の年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額を免除する。ただし、休学の開始日又は終了日が月の中途である場合には、その月は月数に算入しない。

(授業料の免除)

第16条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 生活困窮、災害、疾病その他の事由により授業料の納付が困難な者
- (2) その他の事由により免除が適当と認められる者

2 校長は、前項の規定により授業料を免除された学生が同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、その免除を取り消すものとする。

(免除の手續)

第17条 前条第1項の規定により、授業料の免除を受けようとする学生は、校長に申請しなければならない。

(表彰、懲戒等)

第18条 校長は、学生又は研修生の本分を全うし、特に他の模範となると認められる者を表彰することができる。

2 校長は、学生が大学校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をしたときは、訓告、停学又は退学の懲戒処分を行うことができる。

3 校長は、研修生が大学校の規則に違反し、又は研修生の本分に反する行為をしたときは、研修受講の許可を取り消すことができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年栃木県規則第27号）は、廃止する。

(林業木材産業課)

栃木県規則第26号

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和40年栃木県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 木材加工試験用設備及び機器				1 木材加工試験用設備及び機器			
区分	名	称	使用料	区分	名	称	使用料
略				略			
木材 乾燥 機器 類	実大木材乾燥機		略	木材 乾燥 機器 類	実大木材乾燥機		略
略				略			
2 木材性能試験用設備及び機器				2 木材性能試験用設備及び機器			
				スケジュール開発用木材乾燥機 <u>1,440円</u>			

区分	名 称	使用料
略		
材料保存機器類	低温材料保存器	略
略		

区分	名 称	使用料
略		
材料保存機器類	恒温恒湿器	640円
	低温恒湿器	450円
	低温材料保存器	略
略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(環境森林政策課)

栃木県規則第27号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年栃木県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>附 則</p> <p>① 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排出水に係る規制基準</p> <p>排出水に係る規制基準は、次の表の1から10までの項の第2欄に掲げる物質による排出水の汚染状態については、同表の第2欄に掲げる物質の種類ごとに同表の第3欄に掲げるとおりとし、11から23までの項の排出水の汚染状態については、同表の第2欄に掲げる項目ごとに同表の第3欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>大腸菌数（単位：1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</td> <td>日間平均 800</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	第1欄	第2欄	第3欄	略			23	大腸菌数（単位：1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 800	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>この規則の施行の際現に改正前の栃木県公害防止条例施行規則別表第4(3)の表の第4欄に掲げる暫定基準が適用されている施設に対する排出水に係る規制基準については、平成17年9月30日までの間は、改正後の栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3(3)の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排出水に係る規制基準</p> <p>排出水に係る規制基準は、次の表の1から10までの項の第2欄に掲げる物質による排出水の汚染状態については、同表の第2欄に掲げる物質の種類ごとに同表の第3欄に掲げるとおりとし、11から23までの項の排出水の汚染状態については、同表の第2欄に掲げる項目ごとに同表の第3欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>大腸菌群数（単位：1立方センチメートルにつき個）</td> <td>日間平均 3,000</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	第1欄	第2欄	第3欄	略			23	大腸菌群数（単位：1立方センチメートルにつき個）	日間平均 3,000
第1欄	第2欄	第3欄																	
略																			
23	大腸菌数（単位：1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 800																	
第1欄	第2欄	第3欄																	
略																			
23	大腸菌群数（単位：1立方センチメートルにつき個）	日間平均 3,000																	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る改正

規定は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

栃木県規則第28号

栃木県奥日光地区駐車場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県奥日光地区駐車場管理規則の一部を改正する規則

栃木県奥日光地区駐車場管理規則（平成 8 年栃木県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利用期間及び利用時間)	(利用時間)
<p>第 3 条 駐車場の利用期間は、<u>1 月 1 日から12月31日</u>までとし、駐車場の利用時間は、<u>午前 0 時から午後12時までとする。</u>ただし、知事が必要があると認めるとき又は条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。</p>	<p>第 3 条 駐車場の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">ただし、知事が必要があると認めるとき又は条例第 4 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>4 月 1 日から11月30日までの期間</u> <u>午前 7 時から午後10時まで</u></p> <p>(2) <u>12 月 1 日から翌年 3 月31日までの期間</u> <u>午前 8 時から午後 9 時まで</u></p>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(自然環境課)

栃木県規則第29号

栃木県建設工事等執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県建設工事等執行規則の一部を改正する規則

栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 略
(経過措置)	(経過措置)
2 略	2 略
(前金払の特例)	(前金払の特例)
3 略	<p>3 <u>東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する工事等（当該工事等が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）の契約（同月12日から平成28年 9 月30日までの間に締結されたも</u></p>

のに限る。)に係る支出に対する第12条第1項の規定の適用については、同項の表第1号中「100分の40」とあるのは「100分の50」と、同表第2号から第4号までの規定中「100分の30」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(監理課)

栃木県規則第30号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年栃木県規則第130号）の一部を次のように改正する。

第9号書式を次のように改める。

第9号書式 (第30条関係)

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

栃木県知事 様
指定事務所登録機関 (名称)

事務所法人 法人名称
建築士事務所 開設者氏名
名称
登録番号
登録年月日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日
建築士事務所	フリガナ 名 称			年 月 日
	所 在 地	〒	〒	
	電話番号			
開 設 者	個 人	フリガナ 氏 名		年 月 日
		住 所	〒	
	法 人	フリガナ 名 称		年 月 日
		所 在 地	〒	
	役 員		年 月 日	
管理建築士	登録種別			年 月 日
	登録番号			
	フリガナ 氏 名			
	管理建築士講習を修了した年月日及び修了番号			
	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨			
	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号			
所属建築士				

備考1 *欄は、記入しないでください。
2 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

*審査

別紙

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があった所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県又は木造建築士の場合	構造設計一級建築士又は二級建築士にあっては、その旨	一級建築士又は二級建築士の登録番号	構造設計一級建築士又は二級建築士の登録番号	所属した年月日又は変更年月日、及び事由
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

変更後の所属建築士の数

一級建築士 名			
うち 構造設計一級建築士 名		二級建築士 名	木造建築士 名
設備設計一級建築士 名			

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県又は木造建築士の場合	構造設計一級建築士又は二級建築士にあっては、その旨	一級建築士又は二級建築士の登録番号	構造設計一級建築士又は二級建築士の登録番号	所属を外れた年月日又は変更年月日、及び事由
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

変更前の所属建築士の数

一級建築士 名			
うち 構造設計一級建築士 名		二級建築士 名	木造建築士 名
設備設計一級建築士 名			

備考1 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入して下さい。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県規則第31号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和33年栃木県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用の除外)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この細則の規定は、法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域に係る同項、<u>同条第2項及び第5項</u>に規定する建築主事、<u>建築副主事</u>及び特定行政庁たる市町村の長が行う事務については、適用しない。</p> <p>(建築主事の設置等)</p> <p>第3条 法第4条第5項の規定により、<u>同項に規定する</u>事務をつかさどらせるために県土整備部建築課及び建築を所管する各土木事務所に建築主事を置く。</p> <p>2 <u>法第4条第7項の規定により、同項に規定する事務をつかさどらせるために県土整備部建築課及び建築を所管する各土木事務所に建築副主事を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により、各土木事務所に置かれた建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)</u>の所管区域は、当該<u>建築主事等</u>の属する土木事務所の建築に係る所管区域とする。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第5条 法、令、規則、条例及びこの細則により知事又は<u>建築主事等</u>に提出する申請書及び届書は、工事施工地を建築に係る所管区域内とする土木事務所を経由しなければならない。</p> <p>(建築主等の変更)</p> <p>第14条 許可、認定又は確認を受けた建築物、建築設備及び工作物で、その工事完了前に建築主、設置者又は築造主を変更しようとする場合は、<u>建築主等変更届(別記様式第3号)</u>を知事又は<u>建築主事等(法第4条第7項に規定する大規模建築物に係る変更である場合にあつては、建築主事。第15条、第28条及び第29条において同じ。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(工事の取りやめ等)</p>	<p>(適用の除外)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この細則の規定は、法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域に係る同項<u>及び同条第4項</u>に規定する建築主事<u>及び</u>特定行政庁たる市町村の長が行う事務については、適用しない。</p> <p>(建築主事の設置等)</p> <p>第3条 法第4条第5項の規定により、<u>法第6条第1項の規定による</u>事務をつかさどらせるために県土整備部建築課及び建築を所管する各土木事務所に建築主事を置く。</p> <p>2 <u>前項</u>の規定により、各土木事務所に置かれた<u>建築主事</u>の所管区域は、当該<u>建築主事</u>の属する土木事務所の建築に係る所管区域とする。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第5条 法、令、規則、条例及びこの細則により知事又は<u>建築主事</u>に提出する申請書及び届書は、工事施工地を建築に係る所管区域内とする土木事務所を経由しなければならない。</p> <p>(建築主等の変更)</p> <p>第14条 許可、認定又は確認を受けた建築物、建築設備及び工作物で、その工事完了前に建築主、設置者又は築造主を変更しようとする場合は、<u>建築主等変更届(別記様式第3号)</u>を知事又は<u>建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(工事の取りやめ等)</p>

第15条 許可、認定又は確認を受けた建築物、建築設備及び工作物の全部又は一部の工事を取りやめた場合は、工事取りやめ届（別記様式第4号）に許可通知書又は確認済証を添えて、知事又は建築主事等に届け出なければならない。

2 許可、認定又は確認（法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を除く。）を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届（別記様式第5号）を知事又は建築主事等に提出しなければならない。

3 略

4 前項の規定による取下げは、取下げ届（別記様式第5号）を建築主事等に提出することにより行わなければならない。

5 略

（工事監理者の設定及び変更の届出）

第28条 法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合は、工事監理者設定届（別記様式第3号）を建築主事等に提出しなければならない。ただし、規則第1条の3の規定による確認申請書又は規則第8条の2の規定による計画通知書に工事監理者を記載した場合はこの限りでない。

2 前項の工事監理者を変更した場合には、工事監理者変更届（別記様式第3号）を建築主事等に提出しなければならない。

（工事施工者の設定及び変更の届出）

第29条 申請者又は法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者は、規則第1条の3の規定による確認申請書又は規則第8条の2の規定による計画通知書に工事施工者を記載しなかった場合においては、工事着手までに工事施工者設定届（別記様式第3号）を建築主事等に提出しなければならない。

2 前項の工事施工者を変更した場合には、工事施工者変更届（別記様式第3号）を建築主事等に提出しなければならない。

（許可証等の交付）

第33条 知事、土木事務所長又は建築主事等は、法、令、規則、条例及びこの細則により提出された許可、確認、認定又は指定に関する申請書について支障がないと認めるときは、申請書副本に所要事項を記載したものをもって通知する。

2 知事、土木事務所長又は建築主事等は、前項の許可、確認、認定又は指定を受けた申請書が虚偽

第15条 許可、認定又は確認を受けた建築物、建築設備及び工作物の全部又は一部の工事を取りやめた場合は、工事取りやめ届（別記様式第4号）に許可通知書又は確認済証を添えて、知事又は建築主事に届け出なければならない。

2 許可、認定又は確認（法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を除く。）を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届（別記様式第5号）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 略

4 前項の規定による取下げは、取下げ届（別記様式第5号）を建築主事に提出することにより行わなければならない。

5 略

（工事監理者の設定及び変更の届出）

第28条 法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合は、工事監理者設定届（別記様式第3号）を建築主事に提出しなければならない。ただし、規則第1条の3の規定による確認申請書又は規則第8条の2の規定による計画通知書に工事監理者を記載した場合はこの限りでない。

2 前項の工事監理者を変更した場合には、工事監理者変更届（別記様式第3号）を建築主事に提出しなければならない。

（工事施工者の設定及び変更の届出）

第29条 申請者又は法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者は、規則第1条の3の規定による確認申請書又は規則第8条の2の規定による計画通知書に工事施工者を記載しなかった場合においては、工事着手までに工事施工者設定届（別記様式第3号）を建築主事に提出しなければならない。

2 前項の工事施工者を変更した場合には、工事施工者変更届（別記様式第3号）を建築主事に提出しなければならない。

（許可証等の交付）

第33条 知事、土木事務所長又は建築主事は、法、令、規則、条例及びこの細則により提出された許可、確認、認定又は指定に関する申請書について支障がないと認めるときは、申請書副本に所要事項を記載したものをもって通知する。

2 知事、土木事務所長又は建築主事は、前項の許可、確認、認定又は指定を受けた申請書が虚偽

の申請によるものである場合においては、その許可、確認又は指定を取り消すことができる。

(再度の許可、確認及び認定)

第34条 法、令、規則、条例及びこの細則により許可、確認又は認定を受けた建築物、建築設備又は工作物の設計を変更しようとする場合は、改めて許可、確認又は認定を受けなければならない。ただし、軽微な事項で法第6条第1項の規定による確認の手続を要しないものその他これに類するものは、この限りでない。

の申請によるものである場合においては、その許可、確認又は指定を取り消すことができる。

(再度の許可、確認及び認定)

第34条 法、令、規則、条例及びこの細則により許可、確認又は認定を受けた建築物、建築設備又は工作物の設計を変更しようとする場合は、改めて許可、確認又は認定を受けなければならない。ただし、軽微な事項で法第6条第1項の規定による確認の手続を要しないもの_____は、この限りでない。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中

「栃木県知事
栃木県建築主事 _____様」を 栃木県知事
栃木県建築主事 _____様 に改める。
栃木県建築副主事 _____」

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年栃木県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出) 第6条 法第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事 <u>又は建築副主事</u> の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第2条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本を、知事に提出するものとする。	(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出) 第6条 法第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事_____の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第2条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本を、知事に提出するものとする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年栃木県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所管行政庁が必要と認める図書等) 第2条 省令第41条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。 (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあつては、当該書類	(所管行政庁が必要と認める図書等) 第2条 省令第41条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。 (1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあつては、当該書類

(2)～(4) 略

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第4条 法第54条第2項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第41条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、知事に提出するものとする。

(2)～(4) 略

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第4条 法第54条第2項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事_____の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第41条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、知事に提出するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則)

第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年栃木県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center"><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>(平成28年政令第8号)及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第1条第1項(省令第7条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 標準入力法・主要室入力法(法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であって、知事が指定するものをいう。)を用いて建築物エネルギー消費性能適合性判定(非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、<u>汚物処理場</u>、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第1条第1項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し</p>	<p align="center"><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>(平成28年政令第8号)及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第1条第1項(省令第7条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 標準入力法・主要室入力法(法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であって、知事が指定するものをいう。)を用いて建築物エネルギー消費性能適合性判定(非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、<u>汚染処理場</u>、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第1条第1項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し</p>

(2) 略

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第10条 法第35条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第1条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、知事に提出するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

第13条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(別記様式第6号)に知事が必要と認める図書を添付して、その旨を知事に報告しなければならない。

2 略

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書(別記様式第8号)に認定通知書(変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

(2) 略

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第10条 法第35条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事_____の審査を受けるよう申出をしようとする者は、省令第1条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通を、知事に提出するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告)

第13条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の____向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(別記様式第6号)に知事が必要と認める図書を添付して、その旨を知事に報告しなければならない。

2 略

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の____向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書(別記様式第8号)に認定通知書(変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

別記様式第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第2号から別記様式第5号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「向上のための」を「一層の向上のための」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の建築基準法施行細則及び第4条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(建築課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第4号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年3月29日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和34年栃木県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警察官						警察官以外 の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	74	137	495	347	174	1,227	321	1,548
警察署	44	112	478	660	915	2,209	143	2,352
合計	118	249	973	1,007	1,089	3,436	464	3,900

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第5号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年3月29日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成13年栃木県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書開示請求書)</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>(開示の実施の方法等の申出)</p> <p>第10条 略 2～4 略</p>	<p>(公文書開示請求書等)</p> <p>第2条 略 2 略 3 第1項の開示請求書の受付時間は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>(開示の実施の方法等の申出)</p> <p>第10条 略 2～4 略 5 第2条第3項の規定は、第3項の申出について準用する。この場合において、第2条第3項中「第1項の開示請求書」とあるのは「第3項の申出書」と読み替えるものとする。</p>

(再開示申出書)
第11条 略

(再開示申出書)
第11条 略
2 第2条第3項の規定は、第1項の申出について準用する。この場合において、第2条第3項中「第1項の開示請求書」とあるのは「前項の申出書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第6号

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例施行規則（平成19年栃木県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 略</p> <p><u>(位置情報記録・送信装置の範囲)</u></p> <p><u>第2条 条例第7条第1項第8号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。</u></p> <p><u>(位置情報の取得方法)</u></p> <p><u>第3条 条例第7条第1項第8号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>(1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法</u></p> <p><u>(2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）</u></p> <p><u>(3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）</u></p>	<p>第1条 略</p>

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第4条 条例第7条第1項第9号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

第5条・第6条 略

別表（第5条関係）

略

別記様式（第6条関係）

（表）

略

（裏）

略

第2条・第3条 略

別表（第2条関係）

略

別記様式（第3条関係）

（表）

略

（裏）

略

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第7号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第12（第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項		別表第12（第3条、第6条関係）生活環境課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1～98 略		1～98 略	
		<u>99 警備業法第5条第5項の規定による認定証の再交付</u>	要
		<u>100 警備業法第11条第3項の規定による認定証の書換え</u>	要

99 警備業法第7条第1項から第3項までの規定による <u>認定</u> の更新及び不更新の通知	略
100～175 略	

別表第14 (第3条、第6条関係) 交通企画課長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1～30 略	
31 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第2項の規定による知事への通知	
32 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定による <u>廃業等の届出が提出された旨</u> の知事への通知	
33～36 略	

別表第18 (第4条、第6条関係) 警察署長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1～49 略	
50 古物営業法第26条の規定による情報の提供	
51 略	
52～54 略	
55 警備業法第12条の規定による <u>死亡等の届出</u> の受理	略
56～158 略	
159 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定による <u>認定</u> の通知	
160 略	
161 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項及び第2項の規定による自動車運転代行業の <u>廃業等の届出</u> の受	

101 警備業法第7条第1項から第3項までの規定による <u>認定証</u> の更新及び不更新の通知	略
102～177 略	

別表第14 (第3条、第6条関係) 交通企画課長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1～30 略	
31 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第2項の規定による知事への通知及び同条第3項の規定による <u>認定証の書換え</u>	
32 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定による <u>認定証が返納された旨</u> の知事への通知	
33～36 略	

別表第18 (第4条、第6条関係) 警察署長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
1～49 略	
50 古物営業法第27条の規定による情報の提供	
51 略	
52 古物営業法施行規則第9条第1項の規定による <u>經由警察署長変更届出書の処理</u>	
53 古物営業法施行規則附則第2条の規定による <u>管理者の選任の届出の処理</u>	
54～56 略	
57 警備業法第12条の規定による <u>認定書の返納及び届出</u> の受理	略
58～160 略	
161 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定による <u>認定</u> の通知及び <u>認定証の交付</u>	
162 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定による自動車運転代行業の <u>認定証の再交付の届出</u> の処理	
163 略	
164 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項及び第2項の規定による自動車運転代行業の <u>認定証の返納</u> の処	

<p>理</p> <p>162～164 略</p> <p>165 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による探偵業に係る届出の受理</p> <p>166 略</p> <p>167～182 略</p>	要	<p>理</p> <p>165～167 略</p> <p>168 略</p> <p>169 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項の規定による書面の交付</p> <p>170 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第 4 条第 2 項の規定による探偵業届出証明書再交付申請書の受理及び探偵業届出証明書の再交付</p> <p>171～186 略</p>	要
--	---	--	---

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

栃木県公安委員会規程第 1 号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和42年栃木県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表					別表						
公印の種類	制		式	使用区分	保管責任者	公印の種類	制		式	使用区分	保管責任者
	形式	書体	寸法 〔ミリメートル〕				形式	書体	寸法 〔ミリメートル〕		
略					略						
4号印	栃木県公安委員会	てん書	縦7横21	技能講習通知書及び認知機能検査結果通知書の証印用、古物営業等、質屋営業、風俗営業等、銃砲の所持、刀剣類の所持、火薬類の譲渡（受）等の許可証、承認書及びそ	略	4号印	栃木県公安委員会	てん書	縦7横21	探偵業届出証明書の再交付、技能講習通知書及び認知機能検査結果通知書の証印用、古物営業等、質屋営業、風俗営業等、銃砲の所持、刀剣類の所持、火薬類の譲渡（受）等の許可証、承認書及びそ	略

				他の証明書類の訂正用並びに銃砲の確認用					他の証明書類の訂正用並びに銃砲の確認用
略					略				
				略				略	略
				略				略	略
				解任命令書、 是正措置命令書、 <u>認定通知書</u> 、 <u>認定に関する通知書</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>認定取消処分通知書</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>指示書</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>営業停止命令書</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>営業廃止命令書</u> 、 <u>報告・資料提出要求書</u> (遠隔操作型小型車)、 <u>講師指定書</u> 、 <u>安全運転管理者講習通知書</u> 、 <u>副安全運転管理者講習通知書</u> 、 <u>安全運転管理者等講習受講証明書</u> 、 <u>特定自動運行(変更)許可証</u> 、 <u>不許可に関する通知書</u> 、 <u>特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)</u> 、 <u>特定自動運行</u>				<u>自動車運転代行業認定証</u> 、 <u>解任命令書</u> 、 <u>是正措置命令書</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>認定に関する通知書</u> 、 <u>認定に関する協議書</u> 、 <u>認定取消処分通知書</u> 、 <u>認定取消しに関する協議書</u> 、 <u>変更届出に関する通知書</u> 、 <u>認定証の返納に関する通知書</u> 、 <u>指示書</u> 、 <u>指示に関する通知書</u> 、 <u>営業停止命令書</u> 、 <u>営業停止命令に関する協議書</u> 、 <u>営業廃止命令書</u> 、 <u>営業廃止命令に関する協議書</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>講師指定書</u> 、 <u>安全運転管理者講習通知書</u> 、 <u>副安全運転管理者講習通知書</u> 、 <u>安全運転管理者等講習受講証明書</u> 、 <u>特定自動運行(変更)許可証</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)</u> 、 <u>特定自動運行</u>	
14号印	栃木県公安委員会印	てん書	方24		14号印	栃木県公安委員会印	てん書	方24	

			の許可に関する意見聴取書（乙）、報告・資料提出要求書（特定自動運行）、特定自動運行に関する指示書、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書、特定自動運行許可取消（停止）通知書、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書及び自転車運転者講習受講命令書の証印用				の許可に関する意見聴取書（乙）		
			略	略			略		略

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第 2 号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>本部長決裁事項</p> <p>1～7 略</p> <p>8 警部及び同相当職以上の職員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、<u>8 週間を超える育児休業</u>及び育児短時間勤務の承認に関すること。</p> <p>部長共通専決事項 略</p> <p>警務部長専決事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 警部及び同相当職以上の職員の<u>8 週間以内の育児休業及び部分休業の承認に関すること。</u></p> <p>6 警部補及び同相当職以下の職員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、<u>8 週間を超える</u>育児休</p>	<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>本部長決裁事項</p> <p>1～7 略</p> <p>8 警部及び同相当職以上の職員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、<u>育児休業（部分休業を除く。）</u>及び育児短時間勤務の承認に関すること。</p> <p>部長共通専決事項 略</p> <p>警務部長専決事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 警部及び同相当職以上の職員の<u>育児休業（部分休業に限る。）</u>の承認に関すること。</p> <p>6 警部補及び同相当職以下の職員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、<u>育児休</u></p>

業、 育児短時間勤務及び部分休業の承認に関する
こと。

7・8 略

生活安全部長専決事項～警備部長専決事項 略
所属長（警察学校長及び署長を除く。）共通専決
事項

1・2 略

3 警部補及び同相当職以下の所属職員の8週間
以内の育児休業の承認に関すること。

4～15 略

総務課長専決事項～生活安全企画課長専決事項
略

人身安全少年課長専決事項

1～4 略

5 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第
7条の規定に基づく通知に関すること。

6 略

生活環境課長専決事項～警備第二課長専決事項
略

警察学校長専決事項

1・2 略

3 警部補及び同相当職以下の所属職員の8週間
以内の育児休業の承認に関すること。

4～9 略

警察学校副校長専決事項 略

警察署長（副署長を置く警察署）専決事項

1～3 略

4 警部補及び同相当職以下の署員の8週間以内
の育児休業の承認に関すること。

5～8 略

警察署長（副署長を置く警察署を除く。）専決事
項

1～3 略

4 警部補及び同相当職以下の署員の8週間以内
の育児休業の承認に関すること。

5～14 略

警察署副署長専決事項 略

業及び育児短時間勤務 の承認に関
すること。

7・8 略

生活安全部長専決事項～警備部長専決事項 略
所属長（警察学校長及び署長を除く。）共通専決
事項

1・2 略

3～14 略

総務課長専決事項～生活安全企画課長専決事項
略

人身安全少年課長専決事項

1～4 略

5 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第
8条の規定に基づく通知に関すること。

6 略

生活環境課長専決事項～警備第二課長専決事項
略

警察学校長専決事項

1・2 略

3～8 略

警察学校副校長専決事項 略

警察署長（副署長を置く警察署）専決事項

1～3 略

4～7 略

警察署長（副署長を置く警察署を除く。）専決事
項

1～3 略

4～13 略

警察署副署長専決事項 略

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第3号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

栃木県情報公開条例施行規程（平成13年栃木県警察本部訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公文書開示請求書)	(公文書開示請求書)

第2条 略

2 略

(開示の実施の方法等の申出)

第10条 略

2～4 略

(再開示申出書)

第11条 略

第2条 略

2 略

3 第1項の開示請求書の受付時間は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(開示の実施の方法等の申出)

第10条 略

2～4 略

5 第2条第3項の規定は、第3項の申出について準用する。この場合において、第2条第3項中「第1項の開示請求書」とあるのは「第3項の申出書」と読み替えるものとする。

(再開示申出書)

第11条 略

2 第2条第3項の規定は、第1項の申出について準用する。この場合において、第2条第3項中「第1項の開示請求書」とあるのは「前項の申出書」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第4号

保護取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県警察本部長 難波健太

保護取扱規程の一部を改正する訓令

保護取扱規程（昭和37年栃木県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「めいいてい者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、その手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。 (保護についての心構え) 第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚して、自ら発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠	(趣旨) 第1条 この規程は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「めいいてい者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、その手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。 (保護についての心構え) 第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚して、自ら発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠

意を尽くし、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長(以下「署長」という。)は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責めに任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長(以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、親族、知人その他の関係者(以下「親族等」という。)への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責めに任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁その他不在の場合においては、当直責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

(保護の着手)

第4条 略

2 前項の措置をとった場合において、その者が親族等への手配その他の措置を必要と認めるときは、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 略

2 前項の措置をとったときは、保護主任者はできるだけ速やかにその者の親族等に通知し、引取り方について必要な手配をしなければならない。

(保護の場所に関する特例措置)

第6条 略

(危険物及び貴重品の保管)

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの(以下「危険物」という。)を所持している場合において、第9条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管することができる。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置をとる場合において、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれ

意をつくし、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長(以下「署長」という。)は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長(以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、親族、知人その他の関係者(以下「親族等」という。)への引き渡し、関係機関への引き継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁その他不在の場合においては、当直責任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行なうものとする。

(保護の着手)

第4条 略

2 前項の措置をとった場合において、その者が親族等への手配及びその他の措置を必要と認めるときは、ただちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 略

2 前項の措置をとったときは、保護主任者はできるだけすみやかにその者の親族等に通知し、引き取り方について必要な手配をしなければならない。

(保護の場所に関する特例措置)

第6条 略

2 警職法第3条第1項第1号及びめいてい者規制法第3条第1項の被保護者については、留置施設内の室(留置室を除く。以下同じ。)を保護室に代用することができる。

(危険物及び貴重品の保管)

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの(以下「危険物」という。)を所持している場合において、第9条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管することができる。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行なうものとする。

2 前項の措置をとる場合において、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれ

があると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、努めて 保管するものとする。

- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあって、いとまがないと認められる場合を除き保護主任者の指揮を受け第5条及び第6条に規定する保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は現金その他の貴重品は、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を親族等に引き取らせ又は保護を解く場合においてはその引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継ぐものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第13条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちに その状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。被保護者から異常の訴え又は処遇上の申出があったときも同様とする。

2 略

- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があった場合は、署長は、その状況を、直ちに 警察本部長に報告するとともに、被保護者の親族等にも併せて 通知するものとする。

(保護の解除)

第14条 保護主任者は、被保護者について親族等が判明し、責任ある引取人が引き取りに来た場合その他保護の必要がなくなった場合においては、署長の指揮を受け、速やかに 保護解除の措置をとらなければならない。

(関係機関への引継ぎ)

第15条 略

(知事等への通報)

第18条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第23条又はめいてい者規制法第7条の規定による知事又は保健所長への通報は、保護の都度、精神障害者等の保護通報書又はアルコール慢性中毒者等保護通報書により、署長が行うものとする。

があると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、つとめて 保管するものとする。

- 3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあって、いとまがないと認められる場合を除き保護主任者の指揮を受け第5条及び第6条に規定する保護の場所において、立会人を置いて行なうものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は現金その他の貴重品は、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を親族等に引き取らせ又は保護を解く場合においてはその引き取り人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継ぐものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第13条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、ただちに その状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。被保護者から異常の訴え又は処遇上の申出があったときも同様とする。

2 略

- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があった場合は、署長は、その状況を、ただちに 警察本部長に報告するとともに、被保護者の親族等にも あわせて 通知するものとする。

(保護の解除)

第14条 保護主任者は、被保護者について親族等が判明し、責任ある引取人が引き取りに来た場合その他保護の必要がなくなった場合においては、署長の指揮を受け、すみやかに 保護解除の措置をとらなければならない。

(関係機関への引継ぎ)

第15条 略

2 保護主任者は、前項の措置をとった場合には、引継書を作成するものとする。

(知事等への通報)

第18条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第23条又はめいてい者規制法第7条の規定による知事又は保健所長への通報は、保護の都度、精神障害者等の保護通報書又はアルコール慢性中毒者等保護通報書により、署長が行うものとする。

(被保護者が非行少年等であることが判明した場合の措置)

第19条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導を行うものとする。

2 略

3 警察官は、被保護者が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条の困難を抱える女性であることが明らかとなったときは、当該被保護者が少年であって、第15条第1項第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置をとった場合を除き、女性相談支援センター又は女性相談支援員に通知するものとする。この場合においては、女性相談支援センターの一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等の関係)

第20条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であることが判明した場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第5章 児童その他の者の一時保護等

(児童その他の者の一時保護等)

第21条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
- (2)・(3) 略
- (4) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状を執行する場合

(被保護者が非行少年であることが判明した場合の措置)

第19条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号の非行少年又は同条第6号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導を行うものとする。

2 略

3 警察官は、被保護者が売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなったときは、当該被保護者が少年であって、第15条第1項第2号又は前2項の規定により関係機関に送致し、又は通告する措置をとった場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等の関係)

第20条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明した場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第5章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第21条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行なう場合
- (2)・(3) 略
- (4) 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第41条第5項の規定により、引致状による引致を行なう場合
- (5) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (6) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連

(5) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項又は第90条第5項の規定により、在院者を連れ戻す場合

(6) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項又は第79条第5項の規定により、在所者を連れ戻す場合

(7) 精神保健福祉法第39条第2項の規定により、精神科病院から無断で退去した者を保護する場合

(8) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第75条第2項により、行方が不明になっている者を保護する場合

(9) 医療観察法第99条第4項の規定により、指定入院医療機関から無断で退去した者を保護する場合

2 前項の場合においては、第7条及び第9条から第13条までの規定を準用するものとする。

（保護室の構造設備等の基準）

第23条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4)・(5) 略

2 略

（関係書類の様式等）

第25条 この規程に基づく書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第16条の保護期間延長許可状請求書 別記様式第1号
- (2) 第17条の保護取扱通知書 別記様式第2号
- (3) 第18条の精神障害者等保護通報書 別記様式第3号
- (4) 第18条のアルコール慢性中毒者等保護通報書 別記様式第4号
- (5) 第24条の保護カード 別記様式第5号

れ戻す場合

(7) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条の規定により、次に掲げる者を連れ戻す場合

ア 少年院から逃走した者

イ 少年院法第40条第3項に規定する院外委嘱指導又は同法第45条第1項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかった者

(8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条の規定により、少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合

（保護室の構造設備等の基準）

第23条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。
- (4)・(5) 略

2 略

（関係書類の様式等）

第25条 この規程に基づく書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第15条第2項の引継書 別記様式第1号
- (2) 第16条の保護期間延長許可状請求書 別記様式第2号
- (3) 第17条の保護取扱通知書 別記様式第3号
- (4) 第18条の精神障害者等保護通報書 別記様式第4号
- (5) 第18条のアルコール慢性中毒者等保護通報書 別記様式第5号
- (6) 第24条の保護カード 別記様式第6号

別記様式第1号を削る。

別記様式第2号を別記様式第1号とする。

別記様式第3号中「引渡の」を「引渡し」に改め、同様式を別記様式第2号とし、別記様式第4号を別記様式第3号とし、別記様式第5号を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「預かり」を「預り」に、「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

附 則

- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- この訓令の施行前に改正前の保護取扱規程の規定により調製された諸用紙は、この訓令の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。